

武蔵村山市子どもの未来応援プラン（素案）
に係る報告書

令和2年3月

武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会

令和2年3月10日

武蔵村山市長 藤野 勝 様

武蔵村山市子どもの未来応援プラン策定懇談会
座 長 木村 容子

武蔵村山市子どもの未来応援プラン（素案）について（報告）

令和元年6月に改正された子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）（以下「子どもの貧困対策法」といいます。）では、「市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされ、市町村計画の策定が努力義務となりました。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの相対的貧困率は平成27年に13.9%と報告されています。一方、武蔵村山市では市内の子どもと家庭の現状を把握するため「生活実態調査」「ひとり親家庭等ニーズ調査」を実施し、支援が必要と考えられる家庭と子どもの存在が明らかになっています。

国を挙げての取組である子どもの貧困対策の推進は、武蔵村山市においても重要であると考えられ、市町村の計画策定が努力義務とされたこととも併せて、今この時に、子どもの貧困対策を規定した「武蔵村山市子どもの未来応援プラン（以下「本応援プラン」といいます。）」が策定されることは非常に意義のあることです。

当懇談会では、本応援プランについて5回にわたり、慎重に議論をかさねてきた結果、登載された施策・事業等については、武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画など関連の深い計画との整合を図りながら、国が重点施策としている項目に沿って必要な施策・事業等が網羅されていることから、おおむね妥当であると認めました。

なお、以下に、素案に対して当懇談会から出された意見を整理したので、これらの意見にも留意され、よりよい計画とされることを要望いたします。

1 総論的意見

子どもの貧困対策法の目的に「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようになるため（略）」と記されている。

本応援プランの基本理念を「子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山市 ～全ての子どもたちとその家庭を見守り支援する～」と設定しているのは、まさにこの法の目的に沿ったものである。基本理念に掲げたとおり、市の全ての子どもと家庭を念頭に、必要な支援が行き届くよう計画を推進されたい。

2 個別的意見

(1) 本応援プランの対象について

○現在の素案で、本応援プランの対象は上述の総論的意見とも関連し、「この応援プランは、全ての子ども及びその家庭が対象です。特に、経済的な困難をはじめ、そこから派生する様々なニーズを抱える子ども及びその家庭とします。」となっている。冒頭の、全ての子ども及びその家庭を対象とする旨の記載は、法の目的に沿うことに加え、当懇談会の意見が反映されたものである。

○子どもの貧困対策は、単に経済的な支援に終わるものではなく、貧困の連鎖を断ち切るための教育の充実、学習の場や多様な体験の提供、子どもたちの居場所、家庭生活全般までといった様々な側面からの支援が連携し、全ての子どもと家庭に対してなされるべきというのが当懇談会の総意であり、本プランによる事業の実施は経済的困難の解消の側面のみにとらわれることなく行われるよう留意されたい。

(2) 基本目標について

○「基本目標1 支援につなげる・支援をつなぐ」では、「貧困の連鎖を断ち切るためには、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築が重要」としている。貧困の連鎖を断ち切ることの重要性は、国の方針にもあるが当懇談会でも注目した点である。その観点から、基本目標1や基本目標2に記載のとおり、子どものことを第一に考えること、子どもたちが自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるようにすることなど、子どもの視点に立って貧困の連鎖を断ち切る取組の推進に努められたい。

○「基本目標 5 経済的な支援」では、母親の妊娠・出産時から子どもの乳幼児期、小学校入学後、中学校を卒業した後まで援助することが記載されている。支援は妊娠中から必要であり、例えば妊娠した時に、母親が経済的な困難を抱える等の理由により適切な食事がとれないとなると、生まれてくる子どもにも影響が出る。生まれた子どもが育ち、次に親になる準備も含めて、支援はライフステージの中で考えるものである。子どもの未来を応援するプランとして、乳幼児期、小学生、中学生、さらには中学校卒業後など、子どもの年齢層を切って対応を図るのではなく、子どもが生まれる前の親を含め、次の世代へとつながるような切れ目のない支援の視点をもって施策の推進に努められたい。

(3) 施策の連携について

○第3章 基本的な考え方の第3節。施策の体系の次に記載された「施策等連携のイメージ」図では、全ての子どもたちとその家庭に対して、支援につなげる窓口、学びを応援する施策といった個々の施策領域が個別に対応していくのではなく、施策・部署の連携による総合的な支援を提供していくことがイメージ化されている。

○当懇談会では、全ての子どもたちは地域で暮らし、社会で支えるのも地域のあることから、「地域」という言葉を図に加えることを要望し、この形となった。素案の各所に記載されているとおり、地域の子どもたちに対して、市の施策・部署の連携により様々な支援をつなぐ、そこに地域社会の力も活かすということはこの応援プラン推進の基本的な事項と考える。施策・部署の連携が着実に図られるよう努められたい。

(4) 子どもの居場所づくりについて

○第4章第3節、「3-1 子育て支援サービスの充実」「3-2 子どもの居場所づくり」では、乳幼児期の親子の居場所から、小学校入学後の子どもの居場所まで、様々な居場所についての施策が記載されている。一方、今、中学生や高校生の居場所がなくなっているという意見が当懇談会でも出されている。武蔵村山市では、中学校卒業後までの子どもが安心して過ごせる居場所づくりへの支援として、「子ども食堂推進事業」により市民活動の支援を始めたところであるが、家庭の状況などにかかわらず、子どもたちが安心して過ごすことのできるような居場所については引き続き取り組むよう努められたい。

(5) 応援プランの推進と市民への啓発活動について

○第2章は当初素案で「計画の概要」となっていたところ、当懇談会の意見により

「応援プランの概要」へと変更された。本応援プランがより市民に広がるようにと意図したものである。第4章第6節、「社会全体で応援」にあるとおり、子どもの貧困対策では、地域に根差した市民活動等による「気付き」や、行政によるいわゆる「公助」の仕組みだけではない「地域ぐるみ」の支え合いが重要である。

「6-2 市民への啓発活動」に掲げた、市民活動、制度等の周知、子どもの貧困問題そのものに対する市民の理解などが進むよう、様々な機会を通じての啓発活動に努められたい。